

令和2年度名勝無鄰庵庭園の保存活用計画策定業務委託に関する公募型プロポーザル
評価要領

1 評価基準

評価の項目、配点及び基準は、別表による。

2 評価の方法

- (1) 「令和2年度名勝無鄰庵庭園の保存活用計画策定業務委託に関する募集要項」に基づき参加資格を有すると認められた者（以下「参加有資格者」という。）を対象に、本業務受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が審査する。
- (2) 選定委員会は、参加有資格者から提出された技術提案書について書類審査を行う。
- (3) 選定委員会は、評価項目ごとに各委員の評価点を平均した値を合計して、参加有資格者の評価点を算出し、その総合得点が最高点の参加有資格者を受託候補者として選定する。
- (4) 前号に基づき評価点を算出した結果、その総合得点が同点の者が2者以上いる場合は、その順位は選定委員会の審議によるものとする。

(別表)

評 価 基 準

【100点】

1 設計事務所の実績等

【15点】

- ・過去3年間（平成29年度～令和元年度）の自社における指定名勝及び史跡※に係る業務実績が対象である。なお、協力事務所としての実績も含めることとする。

評価項目	評価事項	評価	配点	満点
① 業務実績	指定名勝及び史跡の保存活用計画，もしくは整備計画の業務実績	A 3件以上	5	5
		B 2件	3	
		C 1件	1	
		D 0	0	
② 地域精通度	①の業務実績が市内実績である場合に加点	A 3件以上	5	5
		B 2件	3	
		C 1件	1	
		D 0	0	
③ 業務繁忙度	管理技術者の委託期間内に従事する他業務の件数	A 0	5	5
		B 1件	3	
		C 2件	1	
		D 3件以上	0	

※ 指定名勝及び史跡とは，文化財保護法，都道府県及び政令指令都市における文化財保護条例に基づき指定された名勝及び史跡をいう。

2 名勝無鄰庵庭園保存活用計画概要案の作成

【70点】

- ・「名勝無鄰庵庭園保存管理指針」及び京都市文化財保護課紀要創刊号（平成30年3月発行）中の「山県有朋と無隣庵保存会における無隣庵の築造と継承の意志の解明」等を用いて作成すること。
- ・指定の様式はないが、A4版（縦型）、横書き、文字サイズ10.5ポイント標準、左上綴じとすること。
- ・概要案は4ページ、6000文字以内（表紙は含めない。）とし、図面、イラスト等を用いてもよい。

評価項目	評価事項	評価	配点	満点
①歴史的価値及び保存	名勝無鄰庵庭園の歴史的価値及び保存について理解しているか。	A 極めて評価できる。	20	20
		B 評価できる。	10	
		C 普通	5	
		D 評価できない。	0	
②現状の把握	名勝無鄰庵庭園の現状について把握した記述となっているか。	A 極めて評価できる。	20	20
		B 評価できる。	10	
		C 普通	5	
		D 評価できない。	0	
③保存活用計画の課題	名勝無鄰庵庭園の保存活用に求められる課題について、適切な記述となっているか。	A 極めて評価できる。	20	20
		B 評価できる。	10	
		C 普通	5	
		D 評価できない。	0	
④その他	指定管理者制度を理解しているか。	A 極めて評価できる。	10	10
		B 評価できる。	5	
		C 普通	3	
		D 評価できない。	0	

3 業務実施の体制, 方針等

【5点】

評価項目	評価事項	評価	配点	満点
業務実施の体制	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務における取組方針, 組織体制は十分か ・緊急の打ち合わせ等に対して速やかに対応可能な体制を整えているか。 	A 極めて評価できる。	5	5
		B 評価できる。	3	
		C 普通	1	
		D やや評価できない。	0	

4 見積金額

【5点】

評価項目	評価	配点	満点
見積金額	A 最低価格を提示したもの	5	5
	B 最低価格との差が10%未満	3	
	C 最低価格との差が10%以上	1	
	D 委託金額との上限額と同額	0	

5 その他

【5点】

評価項目	評価	配点	満点
市内中小企業	A 事業者が, 市内中小企業である	5	5
	B 事業者が, 市内中小企業でない	0	

※1 「市内」とは, 京都市の区域内に本店又は主たる事務所を有するものをいう。

※2 「中小企業」とは, 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人をいう。